



# 宮 崎 県 公 報

平成28年9月1日(木曜日)号外 第44号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁
○医療法施行細則の一部を改正する規則…………… (医療薬務課) 1	

## 規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第67号

#### 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成18年宮崎県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(理事定員の特例認可申請) 第19条 省令第31条の3に規定する申請書は、理事定員特例認可申請書(別記様式第32号)によるものとする。 <u>(理事長資格の特例認可申請)</u> 第20条 省令第31条の4に規定する申請書は、 <u>理事長資格特例認可申請書</u> (別記様式第33号)によるものとする。 <u>(管理者の理事就任免除の認可申請)</u> 第21条 省令第31条の5に規定する申請書は、 <u>管理者理事就任免除認可申請書</u> (別記様式第34号)によるものとする。 <u>(定款又は寄附行為の変更の認可申請)</u> 第22条 省令第32条第1項に規定する申請書は、 <u>医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書</u> (別記様式第35号)によるものとする。 2 前項の申請書には、省令第32条第1項、第2項又は第3項に定めるもののほか、 <u>変更後の定款又は寄附行為を添付しなければならない。</u>  (定款又は寄附行為の変更の届出) 第23条 法第50条第3項の規定による届出は、 <u>医療法人定款(寄附行為)変更届</u> (別記様式第36号)によるものとする。 2 前項の届出書には、 <u>次に掲げる書類を添付しなければならない。</u>  (1) <u>定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類</u> (2) <u>変更後の定款又は寄附行為(事業報告書等の届出)</u>	(理事定員の特例認可申請) 第19条 省令第31条の5に規定する申請書は、理事定員特例認可申請書(別記様式第32号)によるものとする。 <u>(管理者の理事就任免除の認可申請)</u> 第20条 省令第31条の5の2に規定する申請書は、 <u>管理者理事就任免除認可申請書</u> (別記様式第33号)によるものとする。 <u>(理事長資格の特例認可申請)</u> 第21条 省令第31条の5の3に規定する申請書は、 <u>理事長資格特例認可申請書</u> (別記様式第34号)によるものとする。 <u>(事業報告書等の届出)</u> 第22条 法第52条第1項の規定による届出は、 <u>医療法人事業報告書等届</u> (別記様式第35号)によるものとする。 2 前項の届出書には、省令第33条の2第1項に定めるもののほか、 <u>次に掲げる書類を添付しなければならない。</u>  (1) <u>定款又は寄附行為に定められた決算の承認に関する手続を経たことを証する書類</u> (2) <u>現年度の役員名簿</u> (定款又は寄附行為の変更の認可申請) 第23条 省令第33条の25第1項に規定する申請書は、 <u>医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書</u> (別記様式第36号)によるものとする。 2 前項の申請書には、 <u>省令第33条の25第1項から第4項までに定めるもののほか、変更後の定款又は寄附行為を添付しなければならない。</u>  (定款又は寄附行為の変更の届出)

第24条 法第52条第1項の規定による届出は、医療法人事業報告書等届（別記様式第37号）によるものとする。

2 前項の届出書には、省令第33条の2第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為に定められた決算の承認に関する手続を経たことを証する書類

(2) 現年度の役員名簿  
(残余財産処分の認可申請)

第27条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第56条第2項又は第3項の規定により解散に伴う残余財産処分について認可を受けようとする者は、医療法人残余財産処分認可申請書（別記様式第40号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(法人合併の認可申請)

第28条 省令第35条の申請書は、医療法人合併認可申請書（別記様式第41号）によるものとする。

(登記済事項の届出)

第29条 政令第5条の12の規定による届出は、医療法人登記事項届（別記様式第42号）によるものとする。

2 前項の届出書には、登記事項に係る登記事項証明書を添付しなければならない。

(役員変更の届出)

第30条 政令第5条の13の規定による届出は、役員変更届（別記様式第43号）によるものとする。

(特別代理人の選任申請)

第31条 法第46条の4第6項の規定により特別代理人の選任を請求しようとする者は、特別代理人選任申請書（別記様式第44号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 社員総会又は理事会で決議されたことを証する書類

(2) 特別代理人にしようとする者の履歴書及び就任承諾書

(3) 特別代理人が代表権を有する事項を特定する書類

(法人解散の届出)

第31条の2 法第55条第8項の規定による届出は、医療法人解散届（別記様式第44号の2）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 解散の理由書

(2) 財産目録及び貸借対照表

(3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

(清算中の清算人就職の届出)

第24条 法第54条の9第5項の規定による届出は、医療法人定款（寄附行為）変更届（別記様式第37号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

(2) 変更後の定款又は寄附行為  
(残余財産処分の認可申請)

第27条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第56条第2項又は第3項の規定により解散に伴う残余財産処分について認可を受けようとする者は、医療法人残余財産処分認可申請書（別記様式第40号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 財産目録及び貸借対照表

(3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

(法人解散の届出)

第28条 法第55条第8項の規定による届出は、医療法人解散届（別記様式第41号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 解散の理由書

(2) 財産目録及び貸借対照表

(3) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

(清算中の清算人就職の届出)

第29条 法第56条の6の規定による届出は、医療法人清算人就職届（別記様式第42号）によるものとする。

2 前項の届出書には、清算人に係る登記事項証明書を添付しなければならない。

(清算終了の届出)

第30条 法第56条の11の規定による届出は、医療法人清算終了届（別記様式第43号）によるものとする。

(法人合併の認可申請)

第31条 省令第35条の2（省令第35条の5において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請書は、医療法人合併認可申請書（別記様式第44号）によるものとする。

(法人分割の認可申請)

第32条 省令第35条の8（省令第35条の11において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する申請書は、医療法人分割認可申請書（別記様式第45号）によるものとする。

(登記済事項の届出)

第32条 法第56条の6の規定による届出は、医療法人清算人就職届 (別記様式第45号) によるものとする。

(清算終了の届出)

第33条 法第56条の11の規定による届出は、医療法人清算終了届 (別記様式第46号) によるものとする。

様式第12号 (第10条関係)

[略]

[略]				
施設 の 構 造 設 備	区 分	病床 (室・台) 数	面積 (m <sup>2</sup> )	主な機器、蔵書数、車種等
		[略]		
	救急用 又は患 者輸送 用自動 車			
	医薬品 情報管 理室			

[略]

様式第31号 (第18条関係)

(表)

[略]

添付資料

1～5 [略]

6 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法施行規則第30条の34第1項に規定する要件に適合することを証する書類

7 [略]

(裏)

8～13 [略]

14 当該医療法人が医療法第42条第2項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 医療法施行規則第30条の35第1項各号に規定する要件に適合していることを証する書類

ロ 医療法第42条第1項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

様式第32号 (第19条関係)

[略]

次のとおり理事定員の特例の認可を受けたいので、医療法第46条の2第1項ただし書の規定により申請します。

[略]

第33条 政令第5条の12の規定による届出は、医療法人登記事項届 (別記様式第46号) によるものとする。

2 前項の届出書には、登記事項に係る登記事項証明書を添付しなければならない。

(役員変更の届出)

第34条 政令第5条の13の規定による届出は、役員変更届 (別記様式第47号) によるものとする。

様式第12号 (第10条関係)

[略]

[略]				
施設 の 構 造 設 備	区 分	病床 (室・台) 数	面積 (m <sup>2</sup> )	主な機器、蔵書数、車種等
		[略]		
	救急用 又は患 者輸送 用自動 車			
	医薬品 情報管 理室			

[略]

様式第31号 (第18条関係)

(表)

[略]

添付資料

1～5 [略]

6 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法施行規則第30条の34に規定する要件に適合することを証する書類

7 [略]

(裏)

8～13 [略]

様式第32号 (第19条関係)

[略]

次のとおり理事定員の特例の認可を受けたいので、医療法第46条の5第1項ただし書の規定により申請します。

[略]

別記様式第33号から別記様式第37号までを次のように改める。

様式第33号 (第20条関係)

管 理 者 理 事 就 任 免 除 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

㊞

次のとおり管理者の理事就任免除の認可を受けたいので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により申請します。

理事に加えない管理者	住 所	
	氏 名	
管理する病院、診療所 又は介護老人保健施設	名 称	
	所 在 地	
管理者を理事に加えない理由		

様式第34号 (第21条関係)

理 事 長 資 格 特 例 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

㊟

次のとおり理事長資格の特例の認可を受けたいので、医療法第46条の6第1項ただし書の規定により申請します。

理事長に選出しようとする理事	住 所	
	氏 名	
理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由		

様式第35号 (第22条関係)

医 療 法 人 事 業 報 告 書 等 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地  
 名 称  
 代表者職氏名  
 電 話 番 号

㊞

医療法第52条第1項の規定により、 年度の事業報告書等を届け出ます。

資 産	総 額		内 容			
	(3) - (4)		(1)基本財産	(2)運用財産	(3)積極財産 (1)+(2)	(4)負 債
	円		円	円	円	円
役 員 等	理事定数 ( )	人	監事定数 ( )	人	評議員定数 ( )	人
社 員 異 動 状 況	社員種別	A 前々年度末 現在社員数	B 前年度の 入社社員数	C 前年度の 退社社員数	D 前年度末 現在社員数 A + B - C	E 増 減 数 A - D
	出資持分あり	人	人	人	人	人
	出資持分なし	人	人	人	人	人

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 定款又は寄附行為に定められた決算に関する手続を経たことを証する書類
- 7 現年度の役員名簿
- 8 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (社会医療法人のみ)
- 9 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び公認会計士又は監査法人の監査報告書 (社会医療法人債を発行した社会医療法人のみ)

注意事項 「役員等」の欄は、上段に定款又は寄附行為に規定する定数を、下段の ( ) に現員数を記入すること。

様式第36号 (第23条関係)

## 医療法人定款 (寄附行為) 変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

㊟

次のとおり定款 (寄附行為) の変更の認可を受けたいので、医療法第54条の9第3項の規定により申請します。

変 更 内 容		変 更 の 理 由
変更前の条文	変更後の条文	

## 添付書類

- 1 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 2 定款又は寄附行為の変更が新たに病院、医師又は歯科医師が常勤する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合は、次に掲げる書類
  - ア 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、医療法施行規則第30条の34に規定する要件に適合していることを証する書類
  - イ 診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
  - ウ 管理者となるべき者の氏名を記載した書面
  - エ 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 3 定款又は寄附行為の変更が医療法第42条各号に規定する附加的業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類
  - ア 疾病予防のための運動施設又は温泉施設を開設しようとする場合は、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
  - イ 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 4 当該医療法人が、医療法第42条の2第1項に規定する社会医療法人に該当する場合にあっては、次に掲げる書類
  - ア 医療法施行規則第30条の35の3第1項各号に規定する要件に適合していることを証する書類
  - イ 医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類
  - ウ 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 5 変更後の定款又は寄附行為

様式第37号 (第24条関係)

医 療 法 人 定 款 ( 寄 附 行 為 ) 変 更 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

㊞

次のとおり定款 (寄附行為) を変更したので、医療法第54条の9第5項の規定により届け出ます。

変 更 内 容		変 更 の 理 由
変更前の条文	変更後の条文	

添付書類

- 1 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 2 変更後の定款又は寄附行為

別記様式第41号から別記様式第44号までを次のように改める。

様式第41号（第28条関係）

医 療 法 人 解 散 届

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所  
清 算 人 氏 名 ㊞

次のとおり医療法人を解散したので、医療法第55条第8項の規定により届け出ます。

医 療 法 人 の 名 称					
主たる事務所の所在地					
廃止した病院、診療所又は介護老人保健施設	名 称			電 話 番 号	
	所 在 地				
	廃止年月日	年	月	日	
解 散 年 月 日		年	月	日	
解 散 の 事 由		(1) 定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生 (2) 社員の欠亡			
資 産	総 額 (3) - (4)	内 容			
		(1)基本財産	(2)運用財産	(3)積極財産 (1)+(2)	(4)負 債
	円	円	円	円	円
清 算 人	氏 名	住 所			電 話 番 号

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

様式第42号 (第29条関係)

医 療 法 人 清 算 人 就 職 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地  
名 称  
清算人氏名

㊞

次のとおり清算人の異動があり、新たに清算人就職登記を行ったので、医療法第56条の6の規定により届け出ます。

区 分	氏 名	住 所	就 退 任 年 月 日
新清算人		電話番号	
旧清算人		電話番号	

添付書類 登記事項証明書

様式第43号 (第30条関係)

医 療 法 人 清 算 結 了 届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

清算人氏名

㊞

年 月 日付けをもって解散した当医療法人の清算は、年 月 日に  
終了しましたので、医療法第56条の11の規定により清算書を添えて届け出ます。

様式第44号 (第31条関係)

(表)

医 療 法 人 合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

医療法人 所在地  
 名 称  
 代表者職氏名 ㊟  
 医療法人 所在地  
 名 称  
 代表者職氏名 ㊟

次のとおり医療法人の吸収合併（新設合併）の認可を受けたいので、医療法第58条の2第4項（医療法第59条の2で読み替えて準用する同法第58条の2第4項）の規定により申請します。

合併によつて権利義務の全部を承継する既存又は新設の医療法人	主たる事務所の所在地					
	名 称					
	目 的					
	開設する病院、診療所及び介護老人保健施設	所在地				
		名 称				
	そ の 他 の 業 務					
	資 産	総 額  (3) - (4)	内 容			
			(1) 基本財産	(2) 運用財産	(3) 積極財産 (1)+(2)	(4) 負 債
		円	円	円	円	円
	代表理事	住 所				
		氏 名		電話番号		
	理 事 の 定 数			監 事 の 定 数		
	評 議 員 の 有 無		有・無	評 議 員 の 定 数		
事務担当者	住 所					
	氏 名		電話番号			

(裏)

## 添付書類

吸収合併の場合にあつては、以下の書類

- 1 理由書
- 2 法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
- 3 吸収合併契約書の写し
- 4 吸収合併後の吸収合併存続医療法人の定款又は寄附行為
- 5 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- 6 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 吸収合併存続医療法人の吸収合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 吸収合併存続医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 9 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

新設合併の場合にあつては、以下の書類

- 1 理由書
- 2 法第59条の2において読み替えて準用する法第58条の2第1項又は第3項の手続を経たことを証する書類
- 3 新設合併契約書の写し
- 4 新設合併後の新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- 6 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 新設合併設立医療法人の新設合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 新設合併設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 9 新設合併設立医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

別記様式第44号の2を削る。

別記様式第45号及び別記様式第46号を次のように改める。

様式第45号 (第32条関係)

(表)

医 療 法 人 分 割 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

医療法人 所在地  
 名 称  
 代表者職氏名 ㊟  
 医療法人 所在地  
 名 称  
 代表者職氏名 ㊟

次のとおり医療法人の吸収分割（新設分割）の認可を受けたいので、医療法第60条の3第4項（医療法第61条の3で読み替えて準用する同法第60条の3第4項）の規定により申請します。

分割 によ って 権 利 義 務 を 承 継 す る 既 存 又 は 新 設 の 医 療 法 人	主たる事務所の所在地					
	名 称					
	目 的					
	開設する病院、 診療所及び介護 老人保健施設	所在地				
		名 称				
	そ の 他 の 業 務					
	資 産	総 額	内 容			
		(3) - (4)	(1) 基本財産	(2) 運用財産	(3) 積極財産 (1)+(2)	(4) 負 債
	円		円	円	円	円
	代表理事	住 所				
		氏 名		電話番号		
	理 事 の 定 数			監 事 の 定 数		
	評 議 員 の 有 無		有・無	評 議 員 の 定 数		
事務担当者	住 所					
	氏 名		電話番号			

(裏)

## 添付書類

吸収分割の場合にあつては、以下の書類

- 1 理由書
- 2 法第60条の3第1項又は第3項の手續を経たことを証する書類
- 3 吸収分割契約書の写し
- 4 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- 5 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- 6 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の吸収分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 9 吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

新設分割の場合にあつては、以下の書類

- 1 理由書
- 2 法第61条の3において読み替えて準用する法第60条の3第1項又は第3項の手續を経たことを証する書類
- 3 新設分割計画の写し
- 4 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- 6 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 7 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新設分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 8 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
- 9 新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

様式第 46 号 (第 33 条 関 係)

医 療 法 人 登 記 事 項 届

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所 在 地

名 称

代 表 者 職 氏 名

Ⓔ

次 の と お り 登 記 し た の で、 医 療 法 施 行 令 第 5 条 の 12 の 規 定 に よ り 届 け 出 ます。

登 記 事 項	
登 記 年 月 日	年 月 日
認 可 番 号 及 び 年 月 日	

添 付 書 類 登 記 事 項 証 明 書

注 意 事 項 登 記 事 項 が 知 事 の 認 可 を 受 け た も の で あ る 場 合 は、 認 可 番 号 及 び 年 月 日 を 記 入 す る こ と。

別記様式第46号の次に次の1様式を加える。

様式第47号 (第34条関係)

役 員 変 更 届

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

㊞

次のとおり役員を変更したので、医療法施行令第5条の13の規定により届け出ます。

区 分	氏 名	住 所
新 役 員		
旧 役 員		
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	

添付書類 新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。